

第4章 取引内容の変更・やり直し

<基本的な考え方>

(1) 下請法の考え方

下請法上、親事業者は下請事業者に対して「下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は受領後に（略）給付をやり直させること²⁸」により、「下請事業者の利益を不当に害してはならない。」とされている。

「情報成果物作成委託においては、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に委託内容として給付を充足する十分条件を明確に3条書面に記載することが不可能な場合がある。このような場合には、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、当該割合を負担すれば、やり直し等をさせることは下請法上問題とならない。ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」等に該当する。」

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」より
<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

また、「追加の発注」や「やり直し」が発生した場合、その後の費用の取扱いについて十分な協議が行われたかについては、本ガイドラインの「フォローアップ調査²⁹」によると、局と製作会社の間において認識が乖離していることが明らかとなって

²⁸ 「受領後に給付をやり直させること」とは、給付の受領後に、給付に関して追加的な作業を行わせることである。」

(出典)公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「4 親事業者の禁止行為」「8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」より
<<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>>

なお、情報成果物作成委託における「受領日」の考え方については、本ガイドライン 61 頁の脚注 31 を参照。

²⁹ 取引内容の変更及びやり直しについて問題と考えられる事例(※)について聞いたところ、令和元年度調査における放送事業者からの回答では「問題と考えられる事例はなかった」が 89.3%であったが、番組製作会社からの回答では放送事業者との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が 75.3%、番組製作会社との取引においては「問題と考えられる事例はなかった」が 51.8%となっている。

(※) 令和元年度のアンケート調査票に記載した「問題と考えられる事例」の一部は以下のとおり。

1. 番組の予告編の本数の増加や番組に関するホームページの作成といった、当初の発注書や契約書には記載のなかった業務を追加で発注された。

2. 発注者から製作委託を受けた番組を、当初の発注書や契約書の記載通りに作成し、一度は発注者の了解を得て納入した後に、番組製作会社に瑕疵は無いにも関わらず、発注者から、一方的に、一部又は全部の修正を求められた。

(出典)総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン 令和元年度フォロー

いる。このような現状も踏まえ、親事業者と下請事業者の間での十分な協議が行われた上で、「追加の発注」や「やり直し」に対する対価が決定されることが必要である³⁰。

なお、運用基準においては、以下の事例が挙げられている。

第4 親事業者の禁止行為

8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

〈情報成果物作成委託における違反行為事例〉8-6 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し

8-6 取引先の都合を理由とした発注内容の変更・やり直し

(2) 親事業者が、定期的に放送されるテレビCMの作成を下請事業者に委託したところ、完成品が納入された後、放映されたテレビCMを見た広告主の担当役員から修正するよう指示があったことを理由として、親事業者は、下請事業者に対して、いったん広告主の担当まで了解を得て納入されたテレビCMについて修正を行わせ、それに要した追加費用を負担しなかった。

(出典) 公正取引委員会「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」(平成28年12月14日)のうち「8 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し」より

〈<https://www.jftc.go.jp/shitauke/legislation/unyou.html>〉

(2) 独占禁止法の考え方

本事例について、独占禁止法の観点からみた場合、優越的地位の濫用に該当するか否かが問題となる。

役務取引ガイドラインによると、「やり直しの要請」について以下のように記載されている。

アップ調査結果の公表」(令和2年6月3日)

〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu04_02000139.html〉

なお、公正取引委員会「テレビ番組制作の取引に関する実態調査報告書」23頁(平成27年7月29日)によると、「(発注内容を変更されたことがある)と回答したテレビ番組製作会社21名に対し、「当該発注内容の変更に伴う費用を負担させられたことがあるかを聞いたところ、回答のあった21名のうち、「ある」が7名(33.3%)、「ない」が14名(66.7%)であった。」

〈<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/jul/150729.html>〉

³⁰ 「下請事業者の責めに帰すべき理由」があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく、下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、以下の場合に限られる。

(ア) 給付を受領する前に、下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合

(イ) 給付を受領する前に下請事業者の給付の内容を確認したところ、給付の内容が3条書面に明記された委託内容とは異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることが合理的に判断され、給付の内容を変更させる場合

(ウ) 下請事業者の給付の受領後、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なるため又は下請事業者の給付に瑕疵等があるため、やり直しをさせる場合

(出典) 公正取引委員会・中小企業庁「下請取引適正化推進講習会テキスト」83頁(令和元年11月)

〈https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/R1textbook.pdf〉

第2 委託者による優越的地位の濫用行為

4 やり直しの要請

(1) 考え方

委託者が、受託者に対し、提供を受けた役務について、それに要する費用を負担することなくやり直しを要請することがある。

提供を受けた役務の内容が委託時点で取り決めた条件に満たない場合には、委託者がやり直しを要請することは問題とならないが、取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、その一方的な都合でやり直しを要請する場合には、不当に不利益を受託者に与えることとなりやすく、優越的地位の濫用として問題を生じやすい。

なお、やり直しのために通常必要とされる費用を委託者が負担するなど、受託者に不利益を与えないと認められる場合には、優越的地位の濫用の問題とはならない。

(2) 独占禁止法上問題となる場合

取引上優越した地位にある委託者が、受託者に対し、提供を受けた役務のやり直しをさせることは、次のような場合には、正常な商慣習に照らして不当に不利益を受託者に与えることとなり、不公正な取引方法に該当し、違法となる。

② 役務の提供を受ける過程で、その内容について了承したにもかかわらず、提供を受けた後に受託者にやり直しをさせる場合

(出典)公正取引委員会「役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針」(平成23年6月23日)のうち「4 やり直しの要請」より

<https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/itakutorihiki.html>

<問題となり得る取引事例>

①A製作会社は、当初の3条書面、契約書の範囲を超えて、当初記載がなかった業務について、B局から、業務を追加発注される場合があるが、その場合、対価は当初予定額と同様であり、人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

例えば、以下のア及びイのように、放送番組をB局に納入した後も、業務を追加発注される場合が多い。その場合の対価は当初の番組製作費にすべて含まれるとされ、追加支払はない。

ア 番組の予告編の本数が増加し、製作業務が増加する。

イ 番組に関するホームページの作成を要請され、A製作会社において人件費がかかるがその分のコストは支払われない。

②レギュラー契約で年間放送していた番組について、局側から特段の協議をすることなく、既に製作を委託していた本数を取り消して、年間放送分の一部を再放送にするという要請があり、その分の製作費が削減された。

③C製作会社は、D局から番組の一部分(コーナー)の製作を受託したところ、製作途中でD局の担当プロデューサーが交代した。C製作会社はD局の旧・担当プロデューサーによる製作過程であった口頭指示も踏まえて製作した成果物をD局へ納品したが、D局の新・担当プロデューサーから、発注内容に適切でないといわれ協議なきまま一方的にやり直しを指示され、D局から当該やり直しに係る追加費用の支払いはなかった。

④E製作会社は、F局の番組をG製作会社(元請け)から孫請けで受託した。その際に、G製作会社(元請け)が発注元のF局からの指示を的確に理解していなかったことによって、納品後のやり直し指示が発生し、それに伴う特段の補償はなかった。